



地域の「家守り棟梁」になりたい社長が届ける...

ジェントル通信

11月号

[発行者]

株式会社ジェントルワーク

【本社】東大阪市若草町7-9

【箕面店】箕面市稻2-2-36

TEL: 072-200-2215

[発行日] 2025年11月1日 Vol.54

先日、お引き渡しを終えたお客様が、お家の「相談をいただいた当初、こんな本音を打ち明けてくれました。

「ジェントルワーク? 聞いたこともない会社やけど大丈夫?」

「ほんまに?」ちゃんとした会社なんかな…?」

「はい。ハツキリと言つてくれてありがとうございます(笑)実際アンケートを頂くと最初に感じていた不安が正直に書かれていることがよくあります。

ただ、これを面と向かって言つてくださる方は少ないですね。皆さん優しいので、たぶん「忖度」してくださっているんです。でも、初めて会った時の表情や距離感で私はだいたい察しています(笑)

よく考えれば当然です。

- ・世間への露出が少ない
- ・展示場もない
- ・社長なのに営業経験ゼロ
- ・しかも口べタ

ですから、創業当初から自分を取り繕うのは辞めました。出来ることはただ一つ。

大工時代に積み上げた経験と工務店として学んだ建築の知識をもとに、

「何が必要な工事か」「何をやめたほうがいいか」

を正直にお伝えする。小さな会社に出来るることは、「まかさない家づくり」それだけです。

家を造る前に「信頼」を一緒に作る

初回打ち合わせの時、図面やカタログはすぐには出さないようにしています。それは、家づくりやり方自体は単なる商品提案ではなく、お客様の想いや暮らしの背景を共有するところから始まるものだと考えているからです。

モノの性能やデザイン提案に重きを置く会社、お客様の想いを聞きつつ率直な提案もする会社…。その他いろんな特色の会社がごまんと存在しますが、会社の大小に関係なく、お客様が安心・納得して話ができる会社と出会い、選ぶことが大事だと思っています。

誰もが失敗は避けたいもの。

ですので私たちも急ぎません。

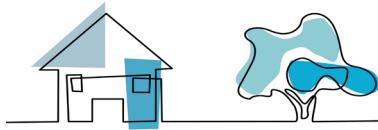
他社と比べてもうのも大歓迎です。その上で、

「ここなら話せる」と思っていたなら、それが何よりの「縁だ」と思っています。



日々の工事を
アップしています





今月のつぶやき

台風でも保証が受けられる！大切な家を守る為、火災保険のキホン！

火災保険って「火災事故」以外も補償してくれるの？

火災保険が適用されるケースが最も多いのは実は「自然災害」！

「火災保険って“火事のときだけの保険”でしょ？」

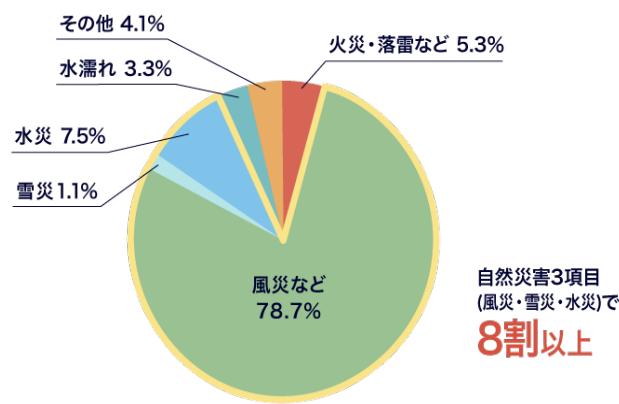
こんなふうに思われている方、意外と多いんです。でも実は――

火災保険が一番使われているのは“自然災害”的ときってご存じでしたか？

最近は台風やゲリラ豪雨、竜巻や土砂災害などのニュースをよく目にしますよね。実は火災保険は、そういった自然災害による建物や家財の損害も補償してくれるんです。

さらに驚きなのは、支払われている保険金のうち、火災によるものは全体のわずか5%ほどしかないというデータまであります。
(破裂・爆発を含む)

■ 火災保険の保険金支払事由別の内訳



■ 補償範囲



◆火事以外でも使える？→例えばこんなこと

- ・洗面台の水漏れで床や壁が水浸し
- ・台風の強風で屋根が飛んだ
- ・雨漏り
- ・強風で飛んできた看板で窓ガラスが破損した
- ・物置やカーポートが倒れた
- ・子供が遊んで壁やガラスを割ってしまった
- ・車で自宅のブロックを破損してしまった
- ・落雷で家電が故障
- ・空き巣に入られドアや窓を壊された

あれ？ これって...もしかして保険で直せるんじゃ？

と気づいたら直ぐに写真に収めてください。

水漏れや雨漏りは水をふき取る前に(水の被害がわかるように)撮影すると申請が通りやすいです。

「でもうちの場合どうなの？」と思われたら一緒に確認しましょう。写真をスマホで撮って送っていただけるだけでも判断できますのでお気軽にお声がけください。

LINEでのお問い合わせは
こちらからどうぞ

